

様式1別紙1

十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び十日町市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金要綱第8条の規定に基づき、速やかに十日町市に報告し、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請日から3年未満に十日町市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 新潟県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請日から3年以上5年以内に十日町市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (5) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(テレワーク、関係人口の場合)

 - (6) 十日町市子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合：全額
 - 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される十日町市からの確認により、現状の報告を求められる場合にはそれに応じます。
- ※ 報告の求めに応じないことをもって、当該補助金の支給対象から除くことは致しません
が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。